

100年先を創る起業家育成事業 実施要項

1 趣旨

本事業は、予測困難な時代を主体的に考え、生きぬく力を育成するとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けた能力の向上や勤労観・職業観の育成を図るキャリア教育の一環として、地元商店街や企業、NPO法人等の団体など多様な主体と連携し、「起業家精神（チャレンジ精神、創造性、探究心等）」や「起業家的資質・能力（情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等）」を身に付けさせるための起業体験活動について調査研究を行い、その成果等を広く県内外に普及する。

2 事業概要

(1) 研究校の指定

公立小学校1校程度、公立中学校1校程度、公立高等学校3校程度を指定する。

(2) 研究期間

研究期間は、令和2年6月1日から令和3年3月5日までとする。

(3) 研究の実施方法

研究校は、次の方法で調査研究を行うこととする。

- ・調査研究に当たっては、児童生徒や地域の実情等に応じた研究目標を設定し、具体的な取組計画の作成を行うこと。
 - ・起業体験活動に係るノウハウを有する地元商店街や企業、NPO法人等の団体など、地域の多様な主体と連携し、地域の実情に合った取組を行うこと。
- 例えば、次のような取組が考えられる。

○地域イベントや空き店舗等を活用した模擬会社の設立

○商品開発や販売体験等の体験活動

○観光プラン作成や地域おこしへの参画

○「地域経済分析システム（RESAS）」等を活用したデータ分析による地域課題解決に向けた具体策の提案や実践

- ・高等学校においては、「地域経済分析システム（RESAS）」等のデータを十分に活用し、地域の現状や課題を十分に捉えた上で、活動に取り組むことが望ましい。
- ・校内に「キャリア教育推進委員会」等を設置し、調査研究の運営・評価を行うこと。

(4) 研究成果の普及

研究校においては、各校ホームページへの掲載や、報道機関等への情報提供をとおして、取組状況を発信するとともに、県教育委員会が主催する研修会等においてその成果を広く県内外に普及する。また、高等学校においては、成果を全国に発信するための全国規模の大会やコンクールへ応募すること。

(例) ○地方創生☆政策アイデアコンテスト

○高校生ビジネスプラン・グランプリ

○観光甲子園 ○熱血！高校生販売甲子園 等

3 採択方法

本事業の研究校採択は、書類審査とし、本事業に対して成果が見込まれる学校を選定する。

4 事業の流れ

- (1) 希望する市町村教育委員会、学校は「事業計画書（様式1）」及び「事業予算書（様式2）」を、期日までに県教育委員会学校教育課長に提出する。
- (2) 県教育委員会は、事業計画書等に基づいて審査を行い、研究校を決定する。
- (3) 県教育委員会は、市町村教育委員会、研究校に対して決定通知書を送付する。
- (4) 研究校は、県教育委員会が作成する報告書に係る資料を令和3年2月15日までに提出するものとする。資料作成に当たっては、『100年先を創る起業家育成事業実践報告集』（令和2年3月 徳島県教育委員会）を参考にすること。なお、様式等は別途通知する。
- (5) 研究校は、当事業の内容を定めた「事業報告書（様式3）」及び「事業精算書（様式4）」を作成し、令和3年3月5日までに県教育委員会学校教育課長に提出する。

5 経費

予算書に計上できる経費は、1校につき50万円を上限とする。

なお、委託金の支払いの対象となる経費及び各経費項目への分配額は、事業予算書のとおりとし、変更のある場合は徳島県教育委員会に報告する。

但し、各経費項目における配分額の変更増減が委託金額の20%以内の場合にはこの限りでない。

6 附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

100年先を創る起業家育成事業 の流れ

